

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成25年7月16日

評価者：民間活用推進委員会

1. 業務概要

施設名	宮前老人福祉センター
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターの業務 利用証の発行、教養講座・レクリエーション等の実施及び場の提供、健康相談・生活相談事業、入浴事業 施設等の維持管理に関する業務
指定管理者	名称：社会福祉法人 川崎市宮前区社会福祉協議会 代表者：会長 浮岳 堯仁 住所：宮前区宮崎2-6-10 東急宮崎台ガーデンオフィス4階 電話：044-856-5500
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（内線：32531）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	老人福祉センターの設置目的である、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することとして、認知症予防のため「脳とからだの若返り教室」や健康教室を実施することで、教養の向上を図るとともに適切なサービスの提供に努めた。また、指定管理者は、利用者意見を把握するため、意見書箱の設置、講座終了後のアンケート調査及び利用者満足度調査を実施するなど、苦情受付体制を整備するとともに、積極的なパワーリハビリテーション事業を実施し、多くの利用者の参加を得るなど、利用者ニーズを把握し、サービス提供に努めた。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	教養講座や行事の実施にあたっては、指定管理者制度導入時に事業計画書を提出し、それに基づきサービスの提供を行った。講座は利用者の教養の向上、健康保持増進、高齢者福祉の増進に資するとともに、利用者同士の交流の支援を基本方針とし、行事については、地域との交流を深めることを基本的な考えとして実施した。いずれも指定管理者の創意工夫及び地域からの要望等を取り入れ、多くの参加者があり、事業終了後のアンケートでも高い満足度が得られるなど質の高いサービスを提供した。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	利用者が入館した時、職員が館内巡回時、利用者とのコミュニケーション等を通じ、心身の状況が日常と変わらないか確認し、利用者の健康管理に配慮した。施設の管理運営に関しては、協定書や指定管理者に毎年度事業報告書を提出させ、評価を実施することで安全・安心の面で配慮・確保している。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、高齢者の心身に配慮しながら、魅力ある講座の企画等により利用者を増やすなどして、一層のサービス向上に努めること。 当施設は入浴利用者が多いため、健康状態の把握について、急な体調変化等が想定されることから、引き続き積極的な声掛けを行い、より早期に把握できるよう努めること。 利用者が意見・要望等を言いやすい環境をつくり、利用者ニーズを把握し、事業へ反映できるよう努めること。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																																																																																
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	指定管理者と適宜連絡を取り合い、履行状況の確認及び報告を受けており、定期的に会議を開催し、運営上の課題等について、検討を図っている。また、毎年度終了後に、事業報告書の提出があり、その際に実地調査又はヒアリングを行い適切な事業評価を行っている。																																																																																
2	制度活用による効果はあったか。	<p>(サービス向上)</p> <p>利用者ニーズを反映した事業実施により、利用者数も比較的安定しており、市民に対して安定したサービス提供が図られているものとする。</p> <p>利用者数及び入浴者数</p> <table border="1" data-bbox="470 504 1428 660"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>47,450人</td> <td>46,297人</td> <td>46,016人</td> <td>44,851人</td> </tr> <tr> <td>入浴者数</td> <td>5,447人</td> <td>4,985人</td> <td>5,199人</td> <td>4,818人</td> </tr> </tbody> </table> <p>教養講座</p> <table border="1" data-bbox="470 705 1428 862"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>194回</td> <td>233回</td> <td>255回</td> <td>250回</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>4,711人</td> <td>5,192人</td> <td>4,261人</td> <td>3,996人</td> </tr> </tbody> </table> <p>行事</p> <table border="1" data-bbox="470 907 1428 1064"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>77回</td> <td>68回</td> <td>65回</td> <td>54回</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>人</td> <td>1,589人</td> <td>1,391人</td> <td>1,360人</td> </tr> </tbody> </table> <p>機能回復訓練</p> <table border="1" data-bbox="470 1108 1428 1265"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>48回</td> <td>48回</td> <td>48回</td> <td>48回</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>人</td> <td>1,011人</td> <td>947人</td> <td>912人</td> </tr> </tbody> </table> <p>経費(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="470 1310 1428 1489"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>45,396,201</td> <td>45,759,647</td> <td>45,976,335</td> <td>45,848,592</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>44,214,007</td> <td>45,572,680</td> <td>44,515,803</td> <td>45,420,846</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>1,182,194</td> <td>187,067</td> <td>1,460,532</td> <td>427,746</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経費の節減)</p> <p>指定期間における平均の決算額は、“44,930,834円”となっており、収支がマイナスとなっていないこと。また、決算額について、他の施設の実績を考慮すると妥当であるものとする。</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	利用者数	47,450人	46,297人	46,016人	44,851人	入浴者数	5,447人	4,985人	5,199人	4,818人		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	実施回数	194回	233回	255回	250回	参加者数	4,711人	5,192人	4,261人	3,996人		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	実施回数	77回	68回	65回	54回	参加者数	人	1,589人	1,391人	1,360人		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	実施回数	48回	48回	48回	48回	参加者数	人	1,011人	947人	912人		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	委託料	45,396,201	45,759,647	45,976,335	45,848,592	決算額	44,214,007	45,572,680	44,515,803	45,420,846	差引額	1,182,194	187,067	1,460,532	427,746
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																																																																														
利用者数	47,450人	46,297人	46,016人	44,851人																																																																														
入浴者数	5,447人	4,985人	5,199人	4,818人																																																																														
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																																																																														
実施回数	194回	233回	255回	250回																																																																														
参加者数	4,711人	5,192人	4,261人	3,996人																																																																														
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																																																																														
実施回数	77回	68回	65回	54回																																																																														
参加者数	人	1,589人	1,391人	1,360人																																																																														
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																																																																														
実施回数	48回	48回	48回	48回																																																																														
参加者数	人	1,011人	947人	912人																																																																														
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																																																																														
委託料	45,396,201	45,759,647	45,976,335	45,848,592																																																																														
決算額	44,214,007	45,572,680	44,515,803	45,420,846																																																																														
差引額	1,182,194	187,067	1,460,532	427,746																																																																														
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	指定管理者制度導入以前と比較して、利用者数は減少傾向にあるが、市民に対して安定したサービス提供を行っているものとする。しかし、利用者数は業務実績の1つの指標となることから、今後も引き続き、指定管理者ならではの創意工夫により、利用促進に努める必要がある。																																																																																
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	本市においては、これまでの行財政改革プランの中で、「民間でできることは民間で」という原則のもと、公の施設への指定管理制度の導入を積極的に実施してきた。また、当該施設の運営業務については、指定管理導入前と比較して、経費削減が図られていながら、サービスの質と量の提供が概ね維持されていること、これまでの実績において、法及び制度趣旨、財産管理等において問題がないことを勘案すると、指定管理制度を引き続き活用することが妥当であるものとする。																																																																																

4. 今後の事業運営方針について

当施設は平成17年度まで、川崎市社会福祉事業団に管理委託しており、平成18年度から宮前区社会福祉協議会が指定管理者として、施設の管理運営にあたることとなった。従来からの事業を引き継ぎながらも、利用者からの要望や、経費節減などに対応しており、指定管理者の導入に伴い、より市民サービス向上につながる運営ができるようになった。

今後も介護予防拠点としての機能強化及び増加する高齢者の受け皿として、本市の高齢者施策を実現するための重要な役割を担っていく施設であり、指定管理者の創意工夫により更なるサービスの向上が期待されるため、引き続き、指定管理期間を5年間とし、指定管理者制度による管理運営が望ましいと考える。